内閣衆質一六九第八五号

平成二十年二月二十二日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けてい

る件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受け

ている件に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

現在、 お尋ねの「教材」が留め置かれている理由について、 中国側に照会するとともに、早期通関に向

け、中国側に働きかけを行っているところである。

三、六及び七について

日本人学校における教育については、 我が国の学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)、小学校学

習指導要領 (平成十年文部省告示第百七十五号)及び中学校学習指導要領 (平成十年文部省告示第百七十

六号)等に基づき行われるものであり、 これは 「教材」 の輸入に係る現地政府の意向に沿って変更される

ことはない。

四について

現行の輸出又は輸入に関する法令においては、その内容が我が国の見解と異なる教材の輸出又は輸入は

規制されておらず、 我が国にある外国人学校で使われる教材について、 お尋ねのような理由により、 我が